

山口県央部 1 市 4 町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に
関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、山口県央部 1 市 4 町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 協議会委員等の報酬は、日額 6,200 円とする。ただし、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町（以下「1 市 4 町」という。）の長及び助役、その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第 3 条 協議会委員等が会議等に出席したときの費用弁償は、日額 1,500 円とする。ただし、1 市 4 町の長及び助役、その他の常勤職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する市町の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 山口県央部 1 市 4 町合併協議会小委員会設置規程第 3 条第 2 項に規定する委員については、この規程を準用する。